

寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第11号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例及び寒川町職員の旅費に関する 条例の一部を改正する条例

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例（昭和38年寒川町条例第3号）の一部
を次のように改正する。

別表第2中「宿泊料」を「宿泊費」に、「食事料」を「宿泊手当」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

外国旅行の旅費

1 鉄道賃、宿泊費及び宿泊手当

鉄道賃	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当（1夜につき）
最上級運賃	19,000円	6,400円

2 死亡手当

死亡手当	580,000円
------	----------

(寒川町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町職員の旅費に関する条例（昭和38年寒川町条例第7号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「職員については」を「場合又は任命権者、その委任を受けた者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権

者」という。)が認める場合には、」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

- (5) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第4項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前3項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改める。

第5条の見出しを「（旅費の種目）」に改め、同条第1項中「普通旅費の種類」を「旅費の種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食事料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「路程に応じ」を削り、同条第6項から第8項までを次のように改める。

- 6 宿泊費は、第12条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第13条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第5条に次の2項を加える。

9 渡航雑費は、外国旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

10 死亡手当は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、定額により支給する。

第5条の2を削る。

第6条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条から第14条まで及び第17条から第23条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第7条及び第8条を削る。

第9条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）をもって提出することができる。

第9条を第7条とする。

第2章中第10条の前に次の2条を加える。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第10条から第14条までを次のように改める。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第1に定める額とする。

第15条から第19条までを削る。

第20条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条を第15条とする。

第3章中第21条の前に次の5条を加える。

（外国旅行の旅費）

第16条 外国旅行について支給する旅費（当該外国旅行中本邦を通過する場合にお

ける本邦内の旅行について支給する旅費は除く。)については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第17条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、第8条第1項各号に掲げる費用（同項第2号から第6号までに掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 2 第8条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第18条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、第9条第1項各号に掲げる費用（同項第2号から第5号までに掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 2 第9条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合にあっては、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第19条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、第10条第1項各号に掲げる費用（同項第2号及び同項第3号に掲げる費用は、同項第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 2 第10条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最上級（7級以下の職務にある者が移動する場合にあ

っては、最上級の直近下位の級）の運賃額とする。

（その他の交通費）

第20条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、第11条各号に掲げる費用（同条第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

第21条から第24条までを次のように改める。

（宿泊費）

第21条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第2に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第22条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第17条から第20条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第23条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2に定める額とする。

（渡航雑費）

第24条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

第25条から第27条までを削る。

第28条第2項中「第20条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第3項中「第20条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第29条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条、第8条から第11条まで及び第17条から第20条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第12条及び第13条並びに第21条、第22条及び第24条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第29条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第28条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

附則第3項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条、第14条関係）

内国旅行の旅費

宿泊費及び宿泊手当

宿泊費（1夜につき）		宿泊手当（1夜につき）
甲	乙	
13,000円	11,700円	1,600円

備考 この表中乙とは、固定宿泊施設に宿泊しない場合に支給する。

別表第2（第21条、第23条、第25条関係）

外国旅行の旅費

1 宿泊費及び宿泊手当

宿泊費（1夜につき）	宿泊手当（1夜につき）
14,600円	4,800円

2 死亡手当

死亡手当	460,000円
------	----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の寒川町職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等

を発する旅行について適用し、施行日前に第2条の規定による改正前の寒川町職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。

- 3 新条例第28条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。